

# 外国人技能実習生・特定技能外国人の疑問を解決！ 個別相談会のご案内

労働者人口の減少等に伴う企業の働き手不足を解消するため、2019年4月から出入国管理法が改正され、労働を目的とした外国人材(特定技能)の活用ができるようになりました。

しかしながら、ビザや研修計画の策定など複雑な手続きと活用のルールがあります。

つきましては、下記内容で個別相談会を開催いたしますので、外国人材の活用を検討されている事業所についてはご相談いただければ幸いです。

## 【第1回】

日 時:令和2年2月19日(水) 午後1時～4時 ※1事業所 30分間を想定

相談員:協同組合パートナー・ライジング・サポート(一般管理事業/登録支援機関)

常務理事 田中 隆一 氏

## 【第2回】

日 時:令和2年2月26日(水) 午後1時～4時 ※1事業所 30分間を想定

相談員:株式会社マイセルフ(登録支援機関)

代表取締役社長 松園 秀樹 氏

(協同組合ボンズ/特定管理事業)

## 【相談例】

- ・そもそも外国人の雇用ってどうすれば、できるの？
- ・技能実習生と特定技能の違いって？当社にはどちらがマッチしてるの？
- ・当社の業種で外国人は受け入れられるの？
- ・技能実習生や特定技能(1号)を受け入れるにはそれぞれ、どんな手続きや制限があるの？
- ・技能実習生受け入れにはどれぐらい費用がかかるの？
- ・賃金はどれぐらいが相場なの？
- ・当社では(お金の他に)どんなもの(コト)を準備すればいいの？

※お申し込みは電話で予約願います。

### 【お問い合わせ・お申し込み】

長井商工会議所中小企業相談所

担当：高橋/安部

TEL：0238-84-5394